船舶事故調査報告書

令和８年９月１６日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和８年２月２１日　１８時０３分頃
発生場所	京浜港横浜第２区外防波堤 横浜北水堤灯台から真方位１２４°　１，６７０ｍ付近 （概位　北緯３５°　２７．１′　東経１３９°　４０．４′）
事故の概要	遊漁船ドドンパは、航行中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和８年３月９日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船　ドドンパ、２．２トン ２３５－４５４７３神奈川、有限会社オーシャンワークス（Ａ社）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定（平水限定）
負傷者	軽傷　２人（釣り客）
損傷	本船　船首部外板に破口等 防波堤　なし
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南南西、風力　２、視界　良好 海象：海上　平穏、潮汐　上げ潮の末期 日没時刻：１７時２９分頃 月齢：３．９
事故の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、釣り客４人を乗せ、遊漁の目的で、京浜港横浜区本牧ふ頭東方沖の釣り場に向けて神奈川県横浜市のマリーナを出航した。 本船は、船長が船尾寄りの操縦台船尾側に立って手動操舵で操船に当たり、約１４ノットの対地速力で横浜区山下ふ頭と本牧ふ頭Ａ突堤との間の水路を北東進した。同水路通過後は、横浜市横浜ベイブリッジ東方にある外防波堤の切り通し（以下「本件切り通し」という。）に向けて右転した。 海図Ｗ６６によれば、本件切り通しの幅は約７０ｍであり、港奥から本件切り通しを見ると左側に赤色標識灯を、右側に緑色標識灯を見ることができる。また、それぞれの標識灯は本件切り通しの両端を示している。 （図１　参照）

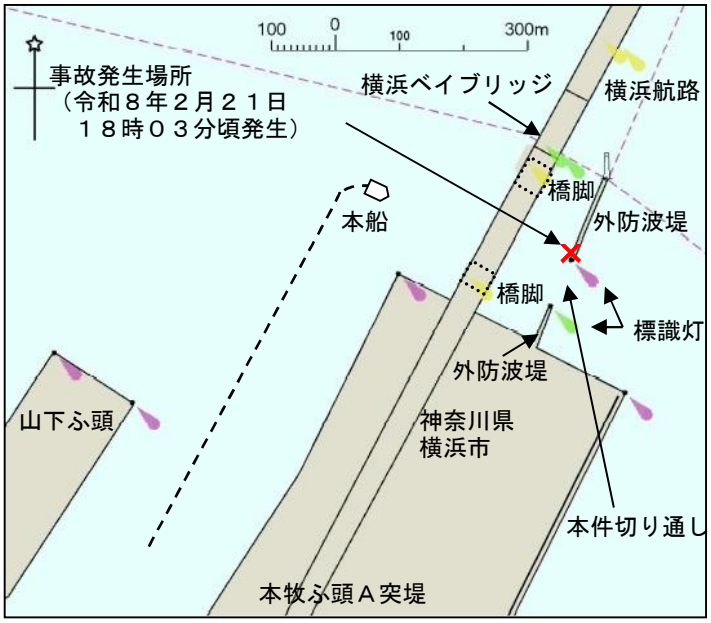

図１　事故発生経過概略図

船長は、前方に本件切り通し両側の標識灯を認め、船首を本件切り通しの中央に向けたつもりでいた。周囲に航行の支障となる船舶がおらず、ふと天気予報を確認しようと思い、スマートフォンを操縦台の上に置いて、気象情報アプリを表示させて操作を行い始めた。

船長は、左手で舵輪を操作しながら、右手でスマートフォンの操作を続けていたところ、釣り客１人から自身の名前を呼ばれたので顔を上げると同時に、本船の船首部が北側の外防波堤南端付近に衝突した。

船長は、外防波堤に乗り揚げている本船の船首部を見て船外機を止めた。釣り客２人が腰の打撲を負ったこと及び本船の損傷状態を確認した後、海上保安庁に本事故の発生を通報するとともにＡ社担当者に報告した。

船長及び釣り客４人は、巡視艇に移乗し、横浜海上保安部の桟橋に搬送された。

本船は、その後、Ａ社が所有する別の船舶によって出航したマリーナにえい航された。

船長は、約１年間の遊漁船の操縦経験があり、夜間においても事故発生場所付近を月に１、２回の頻度で航行した経験があり、本件切り通しの航行に慣れていた。

分析

(1)　船長は、船首を本件切り通しの中央に向けたつもりで、船首方を見ずにスマートフォンの操作を続け、目視で外防波堤の位置を確認しなかったことから、外防波堤に向かっていることに気付かなかったものと考えられる。

(2)　船長は、本件切り通しの航行に慣れていて、本事故当時、周囲に航行の支障となる船舶がいなかったことから、本件切り通しに

	向けて本船が航行している間に、スマートフォンで天気予報を確認しようと思ったものと考えられる。 (3) (1)及び(2)から、本船は、航行中、外防波堤に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が本件切り通しの中央に向けて航行中、船長が、天気予報を確認しようと船首方を見ずにスマートフォンの操作をしながら操舵を続け、目視で外防波堤の位置を確認しなかったため、本船が外防波堤に向かっていることに気付かず、本船が同防波堤に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・小型船舶の船長は、操船中、スマートフォンの操作など操船以外のことに意識を向け過ぎることなく、常時適切な見張りを行って航行の障害となる物との位置関係を把握すること。